



2017. 2. 3

学生支援ニュース

No. 4

東 北 大 学
(学生生活支援審議会学生生活専門委員会)

川内北キャンパス「学生自治会室」が 家宅捜索を受けました

1月31日(火)早朝、川内北キャンパスサークル仮棟の「学生自治会室(G-13)」が宮城県警による家宅捜索を受けました。これは、昨年3月14日に京都簡易裁判所で発生した公務執行妨害事件について、「学生自治会」に関係すると思われる本学学生が逮捕されたことに関連して行われたものです。捜索は担当者立会いの下、行われました。

今回の捜索対象となった事件については、新聞やインターネットの映像ニュースなどで「中核派東北大生を逮捕＝退廷時、警備員蹴った疑い」等といった見出しで大きく報道されております。仮に本学学生が被疑事実のとおり法律に違反する行為に及んだとすれば、学生の本分を逸脱した行為であり、極めて残念なことと言わざるをえません。

これまで捜索の都度、「学生自治会」や「文化部サークル協議会運営委員会(サ協)」と称する非公認団体などからは、自らの行動を反省することなく、警察や大学に対してアジ演説、シュプレヒコール等の抗議が繰り返行われてきました。今回は一部学外者による抗議が行われましたが、大きな混乱はなく終了しました。

今回の捜索に関連し、特に川内北キャンパスでは、今後、「学生自治会」を名乗ったり、それに同調するごく一部の学生や学外者による抗議行動等が予測されます。しかし、警察の捜索は呈示された令状に従って行われたもので、大学は法律に従いやむをえずこれに立会いましたが、このような捜索が大学にとって望ましくないことは言うまでもありません。

良識のある学生の皆さんは、「学生自治会」や学外者らによる署名や呼びかけ等に扇動されることのないよう十分に注意してください。